

次期教育振興基本計画の体系

施策の基本方針		施策の方向性		主な事業概要		現計画		
施策の基本方針		施策の方向性		主な事業概要		施策の基本方針	施策の方向性	主な事業概要
1	主体的に考え行動する力を育む教育の推進 (取組方針) こどもたちを取り巻く環境が大きく変化している中、 こどもたちが将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して学校での生活や学びに自ら意欲的に取り組めるような魅力ある授業づくりに努めること で、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを目指し、以下の取組を推進します。	1	自ら学びに向かう力を育む教育の推進	1	学校教育全体を通じて こどもの意欲・関心を高めるとともに 、主体的に社会の課題を解決することのできる人づくりを推進します。	主体的に考え行動する力を育む教育の推進 (取組方針) 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを目指し、以下の取組を推進します。	① 自ら学びに向かう力を育む教育の推進	学校教育全体を通じて こどもの意欲・関心を高めるとともに 、主体的に社会の課題を解決することのできる人づくりを推進します。
		2		2	ICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行い、学力の向上を図ります。			ICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行い、学力の向上を図ります。
		3		3	それぞれの中学校区に応じた小中一貫教育や幼小中の連携を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。			それぞれの中学校区に応じた小中一貫教育や幼小中の連携を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。
		4		4	校内研修や派遣研修などを実施するとともに、教員などの資質向上に関する指標を 活用 した教職員の育成を強化し、教職員の指導力の向上を図ります。			校内研修や派遣研修などを実施するとともに、教員などの資質向上に関する指標を活用した教職員の育成を強化し、教職員の指導力の向上を図ります。
		5		5	若手教員の育成、学校内外での研修の充実など、教員の指導力を強化します。			
		6		6	児童生徒や教師の英語力や指導力の向上につながる教員研修の充実や、小学校における重点的な外国語教育を推進します。			
		7		7	デジタル社会の善き担い手を目指し、デジタル・シティズンシップ教育の充実を図ります。			
		2	豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	1	感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育を充実させます。			感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育を充実させます。
		2		2	人権に関する理解を深め、豊かな人間性や人権感覚を育て、自分や他の人を大切にし、それが具体的な態度や行動に現れるような人権教育を充実させます。			人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にすることを教育を充実させます。
		3		3	生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、 こどもの基本的な生活習慣 を育成するとともに、食育を推進します。			生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、 こどもの基本的な生活習慣 を育成するとともに、食育を推進します。
		4		4	運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、 こどもたちの体力の向上 を図ります。			運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、 こどもたちの体力の向上 を図ります。
		5		5	産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し、いのちを守る教育を充実させます。			産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し、いのちを守る教育を充実させます。
6		6	性に関する指導の充実 や性的マイノリティの理解促進 などを通して「いのちを大切にする心」を育成します。					
3	社会の持続的発展の実現に貢献する力を育む教育の推進	1	各学校の活動を持続可能な開発のための教育(ESD)の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。	各学校の活動を持続可能な開発のための教育(ESD)の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。				
2		2	社会的・職業的自立に向けた力などを育むために、 民間企業等との連携 によるキャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習を充実させます。	社会的・職業的自立に向けた力などを育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習を充実させます。				
3		3	必由館高校、千原台高校、総合ビジネス専門学校の 独自性と専門性を高め、市立高等学校・専門学校改革基本計画 に基づき、「市立ならでは」の魅力ある学校づくりを推進します。	必由館高校、千原台高校、総合ビジネス専門学校について、独自性と専門性を高め、質の高い教育を実現するよう、抜本的な改革を行います。				
4	遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む幼児教育の推進	1	遊びを通して幼児が最後までやり抜く力 や協働する力を育むとともに、幼児が集団の中で自己を発揮し探究し続ける、創造的な思考と主体的に行動できる力を育みます。					
2		2	幼稚園と小学校の設置者が同じという特性を生かして 幼小連携 の取組の中心的役割を担い、幼小連携をさらに充実させます。					
3		3	特別な配慮を必要とする幼児にきめ細かく対応し、 教育と福祉の連携 を強化して切れ目のない支援を行い、特別支援教育を充実させます。					
4		4	児童館や保育施設等での遊びを通して、幼児や児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の推進 を図ります。					
2	こども一人ひとりを尊重した教育の推進 (取組方針) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 に取り組み、 こども一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実を目指します。 また、 こどもの人権を尊重し、教員がこどもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止、体罰・暴言などの不適切な指導の防止に努め、早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とするこども一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るため、以下の取組を推進します。	1	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	1	個に応じた授業の実施や熊本市学力調査と連動したタブレット学習支援アプリの活用等により、児童生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行います。	子ども一人ひとりを大切にする教育の推進 (取組方針) 児童生徒一人ひとりの個性や教育的ニーズを把握するとともに、個々に応じた指導の充実に取り組みます。 また、 こどもの人権を尊重し、教員が子どもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るため、以下の取組を推進します。	①個別最適化された学びの推進	個に応じた授業の実施や熊本市学力調査と連動したタブレット学習支援アプリの活用等により、児童生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行います。
		2		2	ICT機器を効果的に活用しながら、指導の個別化と学習の個性化による 個別最適な学び と、探究的な学習や体験活動等を通じた他者と協働する学びを、一体的に充実させます。			
		3		3	少人数学級や少人数指導など、 こどもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導 を実施します。			
		2	特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実	1	いじめや不登校のほか、保護者やこどもたちの相談 に対して、 教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携 を図りながら、 相談体制を強化し、課題解決 に取り組みます。			いじめや不登校などの教育に関する相談に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図りながら、課題解決に取り組みます。
		2		2	こどもの変化 にいち早く気づき、対応する学校の体制づくりや家庭と学校の連携体制等について強化します。			本市における特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援学校の拠点機能の充実を推進します。
		3		3	多様な学びの場の整備を進めるとともに、通級による指導の充実 を図ります。			
		4		4	特別な教育的支援を要する こどもたちに適切な支援 を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用など に取り組むとともに、外国にルーツを持つこどもへの日本語指導の充実 を図ります。			
		5		5	フリースクール等との情報交換・連携を実施します。			
		3	インクルーシブ教育の推進	1	障がいのある人や外国にルーツを持つ人などの共生社会の実現 に向け、 共に学ぶ教育 を推進します。			特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。
		3		3	持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進			
		なし		なし				

次期教育振興基本計画の体系

施策の基本方針			…現計画の重点的取組は、次期計画におけるそれぞれの「施策の基本方針」に再整理したもの			現計画						
施策の基本方針		施策の方向性		主な事業概要			施策の基本方針		施策の方向性		主な事業概要	
2	こども一人ひとりを尊重した教育の推進 (つづき)	4	体罰・暴言等の根絶	1	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員による体罰禁止の徹底と暴言等不適切な指導の防止を徹底します。			④体罰・暴言等の根絶	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、体罰や暴言などの不適切な指導の防止を徹底します。			
				2	学校現場において、体罰・暴言等、こどもの権利侵害事案に対する更なる再発防止と迅速・適切な事後対応策を実施します。							
3	最適な教育環境の整備 (取組方針) 学校・家庭・地域の連携や学校のマネジメント体制の強化、教職員の働き方改革を進めながら、こどもたちが安全に安心して学ぶことのできる最適な教育環境を整備するため、以下の取組を推進します。	1	地域や家庭と連携した教育環境の整備	1	こどもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化、義務教育学校の設置を進めます。			最適な教育環境の整備 (取組方針) 学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を進めながら、子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる最適な教育環境を整備するため、以下の取組を推進します。	①地域社会と連携した教育環境の整備	子どもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化を進めます。		
				2	地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。					地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。		
				3	家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。					家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。		
				4	地域や家庭が共に学び支え合う社会の実現に向けて、地域学校協働活動やコミュニティスクールの導入などを検討していきます。							
		2	学校におけるマネジメント体制の強化	1	学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。				なし	なし		
				2	学校だけでは解決困難な状況を改善し、家庭、学校、医療や福祉などの関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実を図り、教員が児童生徒に集中できる環境を整備します。							
				3	保護者からの相談を受け、専門的な助言や必要な支援を行う「学校教育コンシェルジュ」等の充実を図ります。							
				4	弁護士などの専門家との連携により、多様な学校現場の問題への対応力を強化します。							
		3	働き方改革の推進	1	教職員の働き方改革と学校を取り巻く様々な課題解決に取り組み、質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、教員がこどもと向き合う時間を拡充します。				②働き方改革の推進	教員の働き方改革と学校を取り巻く様々な課題解決に取り組み、質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、教員が子どもと向き合う時間を拡充します。 学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。		
				2	「学校改革！教職員の時間創造プログラム」を着実に推進します。							
				3	学校部活動について、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実と教職員の働き方改革の両立に取り組みます。							
				4	学校現場における教職員の業務実態の把握・分析及び教職員の専門性や役割分担の明確化と、教育DXの推進及び多様な専門スタッフや地域の人材を効果的に活用します。							
5	教科担任制の推進による質の高い教育と教員の負担軽減を図ります。											
4	安全・安心な学校づくりの推進	1	校舎、体育館、トイレ等の計画的な老朽化対策、施設・設備の改善を図ることにより、安全で良好な学習環境を整備します。			③安全・安心な学校づくりの推進	校舎などの老朽化対策、施設・設備の改善を図ることにより、安全で良好な学習環境を整備します。 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育を充実させます。					
		2	学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、学校はもとより、教育委員会、道路管理者、警察など関係機関と連携して通学路の点検や整備を実施し、保護者や地域住民が連携して交通安全確保に取り組むなど、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境の整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育を充実します。									
		3	校区内の安全マップを作成・活用し、小中学校への防犯カメラの設置を推進します。									
		4	こどもたちが自ら危険を回避する力を身につけられるような指導を実施します。									
4	こどものいのちと権利の擁護 (取組方針) こどもたちが持てる力を高めながら、将来にわたって心身ともに豊かな生活を送れるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行うとともに、課題を抱えるこどもや家庭に迅速かつ的確に対応できるよう、以下の取組を推進します。	1	こどもの最善の利益を守る環境づくり	1	こども自身に直接関係する事項に関して、年齢や発達に応じて、こどもの意見を反映する仕組みを構築します。			学校教育と福祉の連携の推進 (取組方針) 子どもたちが持てる力を高めながら、将来にわたって心身ともに豊かな生活を送れるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行うとともに、要保護児童などの社会的課題を抱える家庭に迅速かつ的確に対応できるよう、以下の取組を推進します。	③児童虐待への対応強化	児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応を図るため、より専門性の高い相談体制を構築します。		
				2	学校の内外を問わず、こども本人や保護者等から、こどもの権利侵害に関する相談を受け付け、課題の解決を図ることで、こどもの権利を守ります。					児童養護施設などの小規模化などを進めるとともに、里親制度をさらに推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。		
				3	生活に困難を抱えるこどもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。					障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。		
				4	児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応を図るため、より専門性の高い相談体制を構築します。							
				5	家庭での養育が困難なこどもに対する家庭的な養育環境の整備を図ります。							
				6	こどもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、こどもの居場所づくりに取り組みます。							
				7	障がい又は障がいの疑いのあるこどもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。							
				8	児童生徒の自殺対策を推進します。							

次期教育振興基本計画の体系

…現計画の重点的取組は、次期計画におけるそれぞれの「施策の基本方針」に再整理したもの

施策の基本方針			現計画					
施策の基本方針	施策の方向性	主な事業概要	施策の基本方針	施策の方向性	主な事業概要			
4 こどものいのちと権利の擁護 (つづき)	2 家庭環境に左右されない学習機会の充実	1 学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を 育むための 支援を行います。	学校教育と福祉の連携の推進 (つづき)	④家庭環境に左右されない学習機会の充実	学習機会の充実を図り、子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成のための支援を行います。			
		2 教育に要する経済的負担の軽減 に取り組みます。			子どもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、子どもの居場所づくりに取り組みます。			
	3 ライフステージに応じた継続的な支援の充実	1 特別な支援を要する子どもたちのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、発達や育児に関する相談、初期療育の支援、就学に関する相談、卒業後の進学や就労の支援等、 教育と福祉のみならず、労働などの関係機関との連携の充実を図ります。			②ライフステージに応じた継続的な支援の充実	障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。		
	4 こどもの権利擁護に関する理解の促進	1 教職員、保護者や子ども自身及び市民全体に対して、こどもの権利擁護に関する正しい知識を普及・啓発するため、広報誌やホームページ等のほか、民生・児童委員をはじめとする地域と連携して周知に取り組みるとともに、教職員の人権研修の推進や子ども自身がこどもの権利について学ぶ授業の提案等 に取り組みます。			①障がいへの理解の促進	障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。		
5 生涯にわたる学びの提供と学びの成果を生かす機会の創造 (取組方針) 市民一人ひとりが心豊かな人生を送れるよう、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージの特徴に応じた学習内容の充実を図るとともに、その成果を地域に生かすことができる社会づくりを進めます。また、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、市民と協働による家庭教育支援を強化します。これらの方針に基づき、以下の取組を推進します。	1 学びと活動の循環による環境の整備	1 市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習による「学びと活動の循環」の仕組みを構築します。	多彩な学習機会の提供と創造 (取組方針) 市民が生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージの特徴に応じた学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域に活かすことができる環境を整えます。また、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、市民と協働による家庭教育支援を強化します。これらの方針に基づき、以下の取組を推進します。	①学びの機会の提供と創造	ICTを活用した学習機会の提供を進め、生涯学習関連施設に出向くことが難しい人でも学習できるよう、学習環境を整備します。			
		2 熊本市生涯学習情報システムを活用した生涯学習情報の発信力を強化します。			市民による市民のための学習活動を支援する仕組みづくりに向け、大学や民間教育事業者をはじめとする、多様な教育の担い手との連携強化に努めます。			
		3 地域の特性を生かした講座や、公民館などの生涯学習関連施設の機能を活用した様々な世代の学び直しを支援するセミナーなど、多彩で体系的な学習機会を提供します。			②生涯学習関連施設の機能充実	図書資料の充実・サービスの向上などに取り組み、読書しやすい環境の整備を進めます。また、読書活動啓発の取組を進め、読書活動の振興を推進します。 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。また、特別展・企画展の開催や、学校教育、関連施設との連携により魅力ある博物館をつくります。		
		4 ICTを活用した学習機会の提供を進め、生涯学習関連施設に出向くことが難しい人でも学習できるよう、学習環境を整備します。						
	2 生涯学習関連施設の機能充実	1 紙の蔵書について、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を反映できるよう、各図書館・図書室等の機能及び利用傾向等を考慮し、それぞれの施設の特性に応じた蔵書の構成の更なる充実に取り組みます。		1 家庭教育を推進する地域人材の育成と、活躍できる場の提供に取り組むとともに、地域学校協働活動等の検討を進める中で、関係機関・団体等との連携により、家庭教育支援の充実を図ります。	③青少年の健全育成	「家庭教育地域リーダー」などの人材の育成と活躍できる場の提供に取り組むとともに、関係機関・団体などとの連携により、家庭教育プログラムの充実を図ります。 児童が放課後などを安全・安心に過ごすため、放課後児童クラブの充実を図るとともに、子どもの実情に応じた学習拠点のあり方を検討します。		
		2 電子書籍について、誰もがいつでも、どこでも読書ができるよう、コンテンツの充実を図ります。		2 児童の放課後等の居場所について、安全・安心に過ごすため、児童育成クラブの充実を図るとともに、こどもの実情に応じた活動の場のあり方を検討します。				
		3 図書館のサービス向上に取り組むため、次期図書管理システムの更新において、より利用しやすいシステムを構築します。		3 地域住民が青少年の健全育成活動に参加できるよう支援します。				
	3 青少年の健全育成	1 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。また、特別展・企画展の開催や、学校教育、関連施設との連携により魅力ある博物館をつくります。		1 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手育成に取り組みます。	豊かな市民生活を楽しむための文化の振興 (取組方針) 関係機関と連携し、歴史的文化遺産の調査研究、適切な保存・活用に取り組みとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など文化に触れ合う機会の拡充を図るため、以下の取組を推進します。	①文化活動の推進	伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手育成に取り組みます。	
		2 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。また、特別展・企画展の開催や、学校教育、関連施設との連携により魅力ある博物館をつくります。		2 地元アーティスト等の文化活動の支援や文化施設等における文化芸術の発信を通じて文化活動の活性化や市民が文化芸術に触れる機会の創出に努めます。			市民会館や現代美術館などの文化施設及び熊本城ホールにおけるコンサート・企画展などの開催による文化芸術の幅広い発信や、学校等での出張文化公演等による市民が身近な場所で文化に触れ合う機会の提供に努めます。	
		3 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。また、特別展・企画展の開催や、学校教育、関連施設との連携により魅力ある博物館をつくります。		1 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。			②歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用	市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。
		4 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。また、特別展・企画展の開催や、学校教育、関連施設との連携により魅力ある博物館をつくります。		2 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。				貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。
	6 市民が身近に親しめる文化芸術の振興 (取組方針) 関係機関と連携し、歴史的文化遺産の調査研究、適切な保存・活用に取り組み、日々の暮らしの中で 文化芸術に親しめるまちづくりを進めるとともに 、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など文化に触れ合う機会の拡充を図るため、以下の取組を推進します。	1 文化 芸術 活動の推進		1 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手育成に取り組みます。	生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興 (取組方針) 市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を図るため、以下の取組を推進します。	①スポーツ機会の充実	市民がそれぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツに親しむことができる機会を拡充するために、校区体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。	
2 歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用			1 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。	市民がそれぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツに親しむことができる機会を拡充するために、校区体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。				
2 競技力の向上		1 競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者養成を支援するとともに、スポーツ愛好者から競技者までの個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。	2 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。	②競技力の向上			競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者養成を支援するとともに、スポーツ愛好者から競技者までの個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。 市民が一流のアスリートとふれあう機会の創出やスポーツ教室の実施などにより競技力の向上を図ります。	
		2 市民が一流のアスリートとふれあう機会の創出やスポーツ教室の実施などにより競技力の向上を図ります。		③スポーツ施設の整備・機能充実			多様化するスポーツに対する市民ニーズへ対応するため、スポーツ施設の機能改善や競技備品の充実を推進します。	
		3 スポーツ施設の整備・機能充実	1 多様化するスポーツに対する市民ニーズへ対応するため、スポーツ施設の機能改善や競技備品の充実を推進します。					
7 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進 (取組方針) 市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を図るため、以下の取組を推進します。		1 スポーツ機会の充実	1 市民がそれぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツに親しむことができる機会を拡充するために、校区体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。	生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興 (取組方針) 市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を図るため、以下の取組を推進します。			①スポーツ機会の充実	市民がそれぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツに親しむことができる機会を拡充するために、校区体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。
	2 競技力の向上		1 競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者養成を支援するとともに、スポーツ愛好者から競技者までの個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。		②競技力の向上	競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者養成を支援するとともに、スポーツ愛好者から競技者までの個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。 市民が一流のアスリートとふれあう機会の創出やスポーツ教室の実施などにより競技力の向上を図ります。		
	3 スポーツ施設の整備・機能充実	1 多様化するスポーツに対する市民ニーズへ対応するため、スポーツ施設の機能改善や競技備品の充実を推進します。			③スポーツ施設の整備・機能充実	多様化するスポーツに対する市民ニーズへ対応するため、スポーツ施設の機能改善や競技備品の充実を推進します。		